

訴 状

令和8年2月9日

東京高等裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 升 永 英 俊

同 弁護士 久 保 利 英 明

同 弁護士 伊 藤 真

同 弁護士 黒 田 健 二

同 弁護士 江 口 雄 一 郎

同 弁護士 田 辺 克 彦

同 弁護士 石 渡 進 介

同 弁護士 森 川 幸

同 弁護士 山 中 真 人

同 弁護士 平 井 孝 典

同 弁護士 多 田 幸 生

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

人口比例選挙請求事件

訴訟物の価額 1億8720万円 [1億8720万円=160万円 x 117人]

貼用印紙額 58万4000円

目次

請求の趣旨	1
請求の原因	1
Ⅰ 事実	1
Ⅱ 原告らの主張	2
第1部【本件裁判の目的は、未だ未完成に留まっている1945年8月民主主義革命(=天皇から国会議員への主権の移動)の完成(=国会議員から国民への主権の移動)である】：(本書3~4頁)	3
第2部 人口比例選挙判決(2025参)：(本書4~6頁)	4
1【4高裁判決(仙台、福岡、東京、札幌)は、いずれも、概ね、『憲法は、一人一票等価値選挙を要求する』旨判示する、歴史的判決(=1945年8月民主主義革命(憲法学の通説 宮澤俊義東大教授(当時))の完成に連なる判決)である。】：(本書4~5頁)	4
2 平成23年大法院判決(衆) (本書6頁)	6
第3部【原告らの主張】：(本書7~18頁)	7
第1 令和7年9月1日時点(添付資料1)で、全都道府県内に存在する各過疎地に居住する有権者同士の間で、投票価値の較差・最大2倍強が生じている選挙区割りの合理性は、皆無である：(本書7~10頁)	7
第2 憲法前文第1項第2文(信託)：(本書11~16頁)	11
Ⅰ【信託論】：(本書11~15頁)	11
1 [信託論一般](本書11頁)	11
2 憲法前文第1項第2文は、少なくとも、憲法47条の解釈基準である：(本書11~12頁)	11
3 憲法前文第1項第2文(信託)：(本書12~13頁)	12
4 受託者の忠実義務(信託法30条(受託者の忠実義務)及び信託法8条(受託者の利益享受の禁止)参照)：(本書13頁)	13
5 令和5年大法院判決(衆)(甲8)：(本書13~14頁)	13
6 平成25年大法院判決(衆)：(本書14~15頁)	14
Ⅱ【国民の代表(=受託者)は、国民(=委託者兼受益者)から信託された国政から生まれる福利を享受できない(① 憲法前文第1項第2文末尾の定め参照：② 信託法8条(受託者の利益享受の禁止)及び信託法30条(受託者の忠実義務)のいずれも同旨)】：(本書15~16頁)	15
第3 日本の非人口比例選挙は、他の5主要民主主義国採用の国際基準(人口比例選挙)から見て異質である：(本書16~17頁)	16
第4 本件選挙区割り方式は、天皇主権下の普通選挙法の「都道府県の枠組みの中で議員定数を配分する方式」と同一である：(本書17~18頁)	17

請求の趣旨

- 1 令和8年2月8日に行われた衆議院（小選挙区選出）議員選挙の東京都第1区乃至第30区、茨城県第1区乃至第7区、栃木県第1区乃至第5区、群馬県第1区乃至第5区、埼玉県第1区乃至第16区、千葉県第1区乃至第14区、神奈川県第1区乃至第20区、新潟県第1区乃至第5区、山梨県第1区乃至第2区、長野県第1区乃至第5区及び静岡県第1区乃至第8区における選挙を無効とする。
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする

との判決を求める。

請求の原因 (本書1～18頁)

I 事実 (本書1～2頁)

- 1 原告らは、「本件選挙」の東京都第1区乃至第30区、茨城県第1区乃至第7区、栃木県第1区乃至第5区、群馬県第1区乃至第5区、埼玉県第1区乃至第16区、千葉県第1区乃至第14区、神奈川県第1区乃至第20区、新潟県第1区乃至第5区、山梨県第1区乃至第2区、長野県第1区乃至第5区及び静岡県第1区乃至第8区における各選挙人である。
- 2 令和8年2月8日施行衆議院（小選挙区選出）議員選挙（以下「本件選挙」）は、公職選挙法13条1項、別表第一の選挙区及び議員定数の定め（「本件区割規定」）に従って施行された。
- 3 総務省報道資料（令和7年9月1日現在）（添付資料1の参考資料1、2）に基

づく各選挙区の議員 1 人当たり登録有権者数は、**別表 1**、**別表 2**とおりにある。

同資料によれば、「本件選挙」における議員 1 人当たりの有権者数が**最少の鳥取県第 1 区**の有権者数(221,483 人)と**最多の北海道 3 区**の有権者数(462,546 人)の差は、241,063 人 ($241,063=462,546-221,483$) であり、**較差**は 1 対 **2.088** ($2.088=462,546\div 221,483$) である (**別表 1**)。

同様に、議員 1 人当たりの有権者数が最少の選挙区(鳥取県第 1 区)と、各原告が選挙人となっている各選挙区での**有権者数の較差**及び**投票価値の較差**は、**別表 2**のとおりである。

II 原告らの主張(本書 2~18 頁)

- 1 詳細な主張は、追って提出する準備書面(1)で主張する。但し、当該主張の一部の要約を、下記**第 1 部~第 3 部** (本書 3~18 頁) で記述する。

記

第1部【本件裁判の目的は、未だ未完成に留まっている 1945年8月民主主義革命（=天皇から国会議員への主権の移動）の完成（=国会議員から国民への主権の移動）である】：（本書3～4頁）

1

- (1) 【1945年8月ポツダム宣言受諾という民主主義革命により、主権は、天皇から国民に移動して、日本国は、国民主権国家になったとする、8月民主主義革命説】が、憲法学の通説である（宮澤俊義東京大学教授〈当時〉「八月革命と国民主権主義」（『世界文化』第1巻第4号、1946年5月）（甲17）。
- (2) しかしながら、この8月民主主義革命説は、誤りである。
日本国は、当時、天皇主権下の「都道府県で議員定数を配分する方式」の選挙制度（1票較差の有る非人口比例選挙）を採用したため、主権は、天皇から国民に達することなく、横に滑って、国会議員に移動した。
そして、非人口比例選挙が継続したため、主権は、未だして、国会議員に留まったままである。
- (3) 本件裁判の目的は、8月民主主義革命の完成である。
即ち、天皇から国会議員に移動した主権を、憲法に従って、最高裁判決により、人口比例選挙を実現して、国会議員から国民に移動させることである。
- (4) 国会は、（正当に選挙された、国会の活動の正当性を有する）
両院の総議員の2/3以上の賛成で憲法改正の国会発議を行う（憲法96条1項）。
本件選挙で当選した議員は、「正当に選挙された国会における代表者」（憲法前文第1項第1文冒頭）に該当しないので、憲法改正の国会発議の投票をする資格を有しない。

(5) 2025 参院選（選挙区）人口比例選挙請求訴訟における **6 高裁判決**

①福岡高判令和7年10月31日（甲15）、②広島高判令和7年10月31日（甲118）、③仙台高裁秋田支部令和7年11月6日（甲119）、④仙台高判令和7年11月7日（甲10）、⑤札幌高判令和7年11月10日（甲13）、⑥広島高判裁岡山支部令和7年11月13日（甲120）は、**当該選挙の「正当性」（又は「正統性」）に疑問符が付く旨**判示している。

「投票価値の不均衡の是正」未達成の選挙で当選した国会議員は、「国会の活動の正統性」を有しない（平成26年大法廷判決（参）（民集68巻9号1383頁）：5判事（櫻井龍子、金築誠志、岡部喜代子、山浦善樹、山崎敏充）の補足意見、4判事（大橋正春、木内道祥、鬼丸かおる、山本庸幸）の反対意見 参照）。

(6) **憲法改正のためには、先ず、そのための前処理として、憲法に従って投票価値の不均衡が是正されるよう、現在の公職選挙法の選挙区割り規定を改正し、【当選した議員が、正当に選挙された国会における代表者】（憲法前文第1項第1文冒頭）に該当すること】が、憲法上必須である。**

第2部 人口比例選挙判決：（本書4～6頁）

1 【4高裁判決（仙台、福岡、東京、札幌）は、いずれも、概ね、『憲法は、一人一票等価値選挙を要求する』旨判示する、歴史的判決（=1945年8月民主主義革命（憲法学の通説 宮澤俊義東大教授〈当時〉）の完成に連なる判決）である。】：（本書4～5頁）

- (1) **令和 7.11.7 仙台高裁判決** (25 頁) (甲 10) は、
「国政に国民の意思を公正かつ効果的に反映させるための選挙を実現するためには、**投票価値をできる限り平等に近づけるようにしなければならない。**」
(強調 引用者)

と判示する。

- (2) **令和 7.10.31 福岡高裁判決** (11 頁) (甲 11) は、
「**選挙権は、(略)全選挙人にとって同一の権能を行使するものである**」(強調 引用者)

と判示する。

- (3) **令和 7.10.30 東京高裁** (33 頁) (甲 12) は、
「**投票価値の平等の要請が、本質的には1人1票を前提とする多数決原理**
により国の
重要政策を決定するという代表民主制の理念によるものである」(強調 引用者)

と判示する。

- (4) **令和 7.11.10 札幌高裁** (22 頁) (甲 13) は、
「**国民が選挙によって議員を選ぶ権利は、国民それぞれに差異を設ける理由はなく、そうすべきでもないから。国民一人一人が平等に有すべきであり、その投票価値は平等でなければならない。**」(強調 引用者)

と判示する。

2 (本書6頁)

(1) 平成 23 年大法院判決 (衆) (民集 65 卷 2 号 779 頁) (甲 3) は、

「しかし、この選挙制度によって選出される議員は、いずれの地域の選挙区から選出されたかを問わず、全国民を代表して国政に関与することが要請されているのであり、相対的に人口の少ない地域に対する配慮は、そのような活動の中で全国的な視野から法律の制定等に当たって考慮されるべき事情であって、

地域性に係る問題のために、殊更にある地域(都道府県)の選挙人と他の地域(都道府県)の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとはいえない。」 (強調 引用者)

と記述する (民集 65 卷 2 号 779 頁)。

即ち、同記述の中の下線部分の判示が、同記述の**核心**である。

(2) 同判示は、平成 25 年大法院判決 (衆) (甲 4)、平成 27 年大法院判決 (衆) (甲 6)、平成 30 年大法院判決 (衆) (甲 7) 及び令和 5 年大法院判決 (衆) (甲 8) のいずれによっても、判例変更されていないので、現時点でも、なお有効な判例である。

(以下 余白)

第3部【原告らの主張】：(本書7～18頁)

第1 令和7年9月1日時点(添付資料1)で、全都道府県内に存在する**各過疎地に居住する有権者同士**の間で、投票価値の較差・最大2倍強が生じている選挙区割り**の合理性は、皆無**である：(本書7～10頁)

1

(1) 令和5年大法廷判決(衆)は、「選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた**裁量権の行使として合理性を有する**といえるか否かによって判断されることにな」(強調 引用者)ると判示する(民集77巻1号20頁参照)。

(2) ある過疎地に居住する有権者は、過疎地に居住する有権者同士であるので、他の過疎地に居住する有権者と比べて、投票価値の較差を設ける
合理性が、皆無である。

2-1 被告は、「人口差の大きい県同士の合区」の合理性不在の理由として、「過疎化が進む地方に居住する国民の意見は、ますます国政において反映されにくいものとな」ると主張する(令和7年7月20日参院選(選挙区)：東京高裁令和7年(行ケ)9号被告答弁書69頁)。

しかしながら、下記 2-2～2-3 に示すとおり、全都道府県内に存在する過疎地を含む選挙区内の過疎地に居住する有権者の間で、最大 2 倍強の投票価値較差が存在するので、当該被告の主張（但し、過疎地に居住する有権者は、非過疎地に居住する有権者に対して、投票価値の点で、より厚く保護されて然るべきである旨の主張）は、**事実に基づかない、明かな誤りである。**

2-2 過疎地域は、**全都道府県**に存在する（甲 18¹、甲 19²）

衆院選（小選挙区）において、**全都道府県内に存在する各過疎地に居住する有権者の間で、投票価値の最大較差・2倍位が常態化している³。**

2-3 (1) 本件選挙では、鳥取 1 区（過疎地域を含む）の有権者の 1 票の価値を 1 票とすると、例えば、福岡 5 区⁴（過疎地たる東峰村（人口 1899 人）²を含む）は 0.486 票である（但し、1 票較差で言えば、1 対 2.056 倍）（**別表 1**、**別表 2** 参照）。

(2) 即ち、鳥取 1 区内の過疎地と福岡 5 区内の過疎地（過疎地たる東峰村（人口 1899 人）²を含む）の有権者との間で、投票価値の較差が、清き 1 票対清き 0.486 票（又は 1 対 2.056 倍）である。

¹ 総務省「過疎関係市町村都道府県別分布図」（令和 4 年 4 月）（甲 18）
(https://www.soumu.go.jp/main_content/000807380.pdf)

² 一般社団法人全国過疎地域連盟「過疎市町村等の数」（令和 4 年 4 月 1 日現在）、「過疎市町村の人口・面積」（過疎市町村：令和 4 年 4 月 1 日現在、**人口：令和 2 年国勢調査**・面積：国土地理院公表データ）（甲 19）(<https://www.kaso-net.or.jp/publics/index/19/#block523>)
一般社団法人全国過疎地域連盟（昭和 45 年 5 月設立）の会員は、過疎地域市町村・特定市町村及び過疎関係都道府県等である。

³ 訴状（**別表 1**、**別表 2**、添付資料 1）参照。

⁴ 福岡県ウェブサイト：衆議院小選挙区選出議員の選挙区更新日：2024 年 1 月 19 日更新
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-senkyoku.html>

(3) 鳥取1区内の過疎地の有権者と福岡5区内の過疎地(東峰村(人口1899人))

の有権者との間の投票価値の2.056倍は、国会の**裁量権の行使として合理性**があるとは解されず、上記1(1)の令和5

年大法廷判決(衆)の判示に照らして、本件選挙は、違憲である。

3 (1) ①憲法56条2項；②1条並びに前文第1項第1文後段；③前文第1項第1文前段；④43条1項；⑤44条、⑥13条は、全ての過疎地の有権者の間でも、投票価値の平等を要求する。

(2) 福岡5区内の過疎地(東峰村(人口1899人))の有権者についての、当該憲法違反の**瑕疵**は、全289小選挙区が相互に有機的に結合しているため、本件選挙全体に及び、本件選挙全体が、憲法違反の瑕疵を帯びる(昭和51年大法廷判決(衆)民集30巻3号249頁、昭和60年大法廷判決(衆)民集39巻5号1122頁参照)。

4 (1) 裁判の目的は、【1人が権利を侵害された場合でも、当該被侵害者1人に司法救済を与えること】である。

即ち、裁判による司法救済のためには、違法に権利侵害された被侵害者の数の大小は、問題外である。

(2) 本件裁判は、【全都道府県内のいずれかの過疎地に居住する有権者の間に生じる1票の投票価値の較差が、最大2倍位であること】が

「国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否か」（民集 77 卷 1 号 20 頁参照）を争うもので

あるところ、本件裁判において、違法に権利侵害された被侵害者が、福岡 5 区内の過疎地たる東峰村（人口 1899 人）の有権者を含む以上、当該有権者は、当然、本件裁判の司法救済の対象たる違法に侵害された被侵害者に該当する。

そもそも、**裁判**とは、本来、違法に権利を侵害された被侵害者の数の大小を問うことなく、たとえ **1 人の被侵害者** であっても **司法救済する司法手続き** である。

この**裁判の** **基本理念中の”基本理念”** は、客観訴訟たる公職選挙法 204 条に基づく本件人口比例選挙請求訴訟においても、当然、貫徹される。

(以下 余白)

第2 憲法前文第1項第2文（信託）：（本書11～16頁）

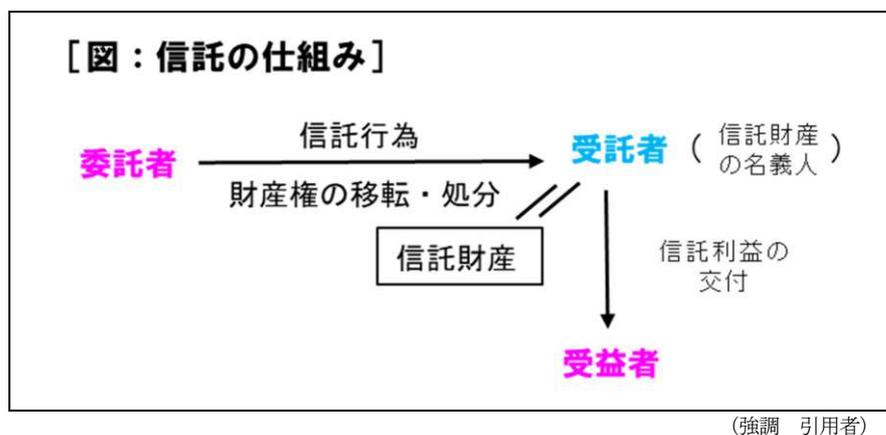
I 【信託論】：（本書11～15頁）

1 【信託論一般】：（本書11頁）

- (1) 憲法前文第1項第2文は、「国民」（＝委託者兼受益者）と「国民の代表者」（＝受託者）との間の二者間の「国政」の「信託」に関する「考へ方」（昭和21年7月11日衆議院憲法審査会委員会議事録 金森徳次郎国務大臣答弁 甲26参照）を記述する。

ここで、「国民」は【「国政」を信託する委託者兼受益者】であり、「国民の代表者」は、【（信託される）「国政」の受託者】である（下記(2)【図：信託の仕組み】参照）。

- (2) 編集代表 高橋和之ら「法律学小辞典〔第6版〕」（有斐閣2025）761頁は、下記図を記述する（甲25）。



- 2 憲法前文第1項第2文は、少なくとも、憲法47条の解釈基準である：（本書11～12頁）

- (1) 下記のとおり、判例は、少なくとも、【憲法前文が、憲法本文の各条項の解釈

基準であること を認めている。

最高裁判所大法廷判決（以下、最大判）令和4年5月25日（在外邦人国民
審査権確認等上告事件 民集76巻4号720頁）（甲111）

- (2) 日本国政府（大出峻郎内閣法制局長官）は、134回国会・平成7.10.11 衆・
予算委員会で答弁し、【憲法前文が憲法本文の各条項の解釈基準であること】を
自認する（甲27）。

3 憲法前文第1項第2文（信託）（本書12～13頁）

- (1) 一方で、令和5年大法廷判決（衆）（甲8）は、

「国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ（43条2項、**47条**）、選挙制度の仕組みの決定について国会に**広範な裁量**が認められている。」（強調 引用者）（民集77巻1号19頁）

と判示する。

（但し、**憲法47条**は、「選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、**法律でこれを定める**。」（強調 引用者）と定める。）

- (2) 他方で、憲法前文第1項第2文は、

「そもそも国政は国民の厳粛な信託による

ものであって、**その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その（但し、国政の 引用者注）福利は国民がこれを享受する。**」（強調 引用者）

と定める。

(3) (投票価値の較差の解消を求める、) 人口比例選挙請求訴訟の**決定的争点**

は、

『国会が、憲法 47 条（「選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。」（強調 引用者））に基づいて選挙区割規定の立法を行うに当たって、**広範な裁量権を有するか否か**』

という、憲法前文第 1 項第 2 文の「国民の代表者」の、国民から信託された国政の受託者としての、国民（＝委託者兼受益者）に対する義務の趣旨を踏まえた上で、憲法 47 条の文理解釈である。

4 **受託者の忠実義務（信託法 30 条（受託者の忠実義務）及び信託法 8 条（受託者の利益享受の禁止）参照）**：（本書 13 頁）

法務省民事局参事官寺本昌広『逐条解説 新しい信託法〔補訂版〕』118 頁（商事法務 2008）（甲 102）は、下記のとおり記述する。

「**第 30 条は、受託者の忠実義務、すなわち、受託者は自己の利益のためではなく受益者の利益のために信託事務の処理その他の行為をすべき義務を負うことに関する一般規定である**」（強調 引用者）

5 **令和 5 年大法廷判決（衆）（甲 8）**：（本書 13～14 頁）

(1) **令和 5 年大法廷判決（衆）**は、「国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ（**43 条 2 項、47 条**）、選挙制度の仕組みの決定について**国会に広範な裁量**が認められている。」（強調 引用者）とした上で、

「選挙制度の合憲性は、これら諸事情を総合的に考慮した上でなお、

国会に与えられた裁量権の行使として**合理性を有するといえるか否か**に

よって判断される」(強調 引用者)

と判示する。

- (2) **しかしながら**、当該判示は、前文第1項第2文に基づき、国民(委託者)によって**国政**を信託された**国民の代表者**(即ち、**受託者**)の、**受託者**として、**国民**(即ち、**受益者**)に対して負担する**忠実義務**に反して、**憲法47条**を解釈・適用するものであり、**憲法47条、前文第1項第2文に違反**する。

6 平成25年大法院判決(衆)：(本書14~15頁)

- (1) 平成25年大法院判決(衆)(甲4)は、

「**その一連の過程を実現していくことは**、多くの議員の**身分にも直接関わる事柄**であり、(略)」(強調 引用者)

と判示する(民集67巻8号1524頁)。

即ち、平成25年大法院判決(衆)は、**国政たる(投票価値の較差の維持・変更を伴う)選挙区割規定の立法は**、議員の**「身分にも直接関わる事柄」**(強調引用者)(**換言すれば、国政(但し、ここでは選挙区割規定の立法)から生ずる、当選・落選という国会議員個人の身分に関する利益に直接関わる事柄**)であると解している。

- (2) **よって、【国民の代表者が、(投票価値の較差の変更を伴う)選挙区割規定(但し、平成25年大法院判決(衆)の対象の平成24年衆院選の選挙日での議員1人当たりの最大有権者数較差・1対2.425)を立法すること】**は、国民の代

表者が、国民の利益より、自ら（国民の代表者）の利益を優先させて自らの利益のために当該選挙区割規定の立法をした点で、国民の代表者は、**国政の受託者として、国政の受益者（国民）に対する忠実義務に矛盾し、（（憲法 47 条の解釈基準たる）憲法前文第 1 項第 2 文に反して解釈された）憲法 47 条を適用するものであり、（（憲法 47 条の解釈基準たる）憲法前文第 1 項第 2 文に基づいて解釈・適用されるべき）憲法 47 条に違反する。**

II 【国民の代表（=受託者）は、国民（=委託者兼受益者）から信託された国政から生まれる福利を享受できない（**1** 憲法前文第 1 項第 2 文末尾の定め参照：**2** 信託法 8 条（受託者の利益享受の禁止）及び信託法 30 条（受託者の忠実義務）のいずれも同旨）】：（本書 15～16 頁）

① **国政の福利は、「国民（=委託者兼受益者）」がこれを享受するので、国民の代表者（=受託者）が、国政の福利を享受する余地はない（**1** 憲法前文第 1 項第 2 文末尾の定め：**2** 信託法 8 条（受託者の利益享受の禁止）及び信託法 30 条（忠実義務）のいずれも同旨）。**

② 平成 25 年大法廷判決（衆）は、『（投票価値の較差の変更を伴う）選挙区割規定の立法は、議員の「身分にも直接関わる事柄」である』旨判示している。

③ よって、（投票価値の較差の変更を伴う）選挙区割規定の立法は、（（憲法 47 条の解釈基準たる）憲法前文第 1 項第 2 文末尾の「その福利は国民がこれを享受する。」に反して解釈された）憲法 47 条を適用するものであり、（（憲法 47 条の解釈基準たる）憲法前文第 1 項第 2 文に基づいて解釈・適

用されるべき) **憲法 47 条に違反する。**

よって、(投票価値の較差の変更を伴う)選挙区割規定の立法は、(憲法 47 条の解釈基準たる)憲法前文第 1 項第 2 文末尾の「その福利は国民がこれを享受する。」に反して解釈された)憲法 47 条を適用するものであり、(憲法 47 条の解釈基準たる)憲法前文第 1 項第 2 文に基づいて解釈・適用されるべき)憲法 47 条に違反する。

第3 日本の**非**人口比例選挙は、他の 5 主要民主主義国採用の国際基準(人口比例選挙)から見て**異質**である：(本書 16~17 頁)

1 行政権の長(首相、大統領)を決定する選挙について言えば、**6 主要民主主義国家(米、英、独、仏、韓、日)**の中、日本だけが較差 2 倍の**非**人口比例選挙であるところ、**他の 5 か国(米、英、独、仏、韓)**は、**全て**人口比例選挙又は概ね人口比例選挙である。

較差 2~3 倍の**非**人口比例選挙の日本の選挙制度は、上記の他の 5 か国のそれらと比べて「きわめて**異質**であり、**世界標準の方法から逸脱している**といわざるを得ない。」(強調 引用者) (**衆議院議員選挙区画定審議会(区割り審)会長**(当時)**川人貞史**(元東京大学教授)『日本の選挙制度と 1 票の較差』215 頁(東京大学出版会 2024) 甲 57 参照)

2 国難

① 日本の国民一人当たり平均賃金(購買力平価)の絶対額は、2020 年の時点で、他の 5 か国(米、英、独、仏、韓)のいずれにも、劣後している。

- ② 全世界の GDP 中の日本の GDP のシェアが、1995～2023 年の 29 年間で **18% ⇒ 4%** に激減した（令和 6 年 11 月 石破首相所信表明演説）。
- ③ 日本は、競争国（米、英、独、仏、韓）と **同じ土俵（人口比例選挙）** に立つべきである。

第 4 本件選挙区割り方式は、天皇主権下の普通選挙法の「都道府県の枠組みの中で議員定数を配分する方式」と同一である：（本書 17～18 頁）

- ① A 一方で、大日本帝国憲法 4 条は、「**天皇は** 国の元首として **統治権を総攬し** 此の憲法の条規に依り之を行う」（強調 引用者）と定め；5 条は、「**天皇は帝国議会の協賛を以って立法権を行う**」（強調 引用者）と定める。

（大日本帝国憲法の下では、帝国議会は、天皇の立法権行使のための協賛機関でしかなく、普通選挙法（但し、**主権を有しない25才以上の男性**のみが投票権を有し、女性は投票権を有しないという、戦後の国民主権下の公職選挙法とは**全く異質**のものであった。）は、**主権を有しない臣民**が、都道府県の枠組みの中で、議員定数に応じて天皇の立法権の協賛機関たる帝国議会の議員を選出するための手続きでしかない。）

- B 他方で、日本国憲法前文第 1 項第 1 文は、「**日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、**（略）ここに**主権**が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」（強調 引用者）と定める。

（日本国憲法の下では、公職選挙法は、**主権者たる国民が、正当に選挙された**自らの国会における代表者を通じて行動するために、国会における代表者を選出するための手続きである。憲法 43 条 1 項、前文第 1 項第 1 文前段）

C よって、普通選挙法での選挙の臣民の投票と公職選挙法での選挙の国民（＝主権者）の投票とは、両者、**截然と区別される。**

② **天皇主権**下の 1925 年衆議院議員普通選挙法の「都道府県の枠組みの中で議員定数を配分する方式」が、その承継の是非についての国会での議論もないままに、**国民主権**の現憲法下の選挙法で、承継され、同法は、「都道府県の枠組みの中で議員定数を配分する方式」である。

③ その「都道府県の枠組みの中で議員定数を配分する方式」が、衆院選（小選挙区）、参院選（選挙区）のいずれについても、昭和 25（1950）年～現在に至るまで、**1 票較差の原因**である。

④（**天皇主権下**の普通選挙法が採用した「都道府県の枠組みの中で議員定数を配分する方式」と同一の方式を採用する）公職選挙法 13 条 1 項、14 条 1 項は、当然のことながら、**国民主権下**の①憲法 1 条および前文第 1 項第 1 文後段；② 56 条 2 項；③前文第 1 項第 1 文前段；④前文第 1 項第 2 文；⑤43 条 1 項；⑥ 13 条；⑦14 条 1 項に違反する。

以上

証拠方法

追って提出する。

附属書類

1 訴状副本	11 通
2 住民票	117 通
3 委任状	117 通

以上

別表 1

(参考資料2) 衆議院小選挙区別選挙人名簿及び在外選挙人名簿登録者数(登録者数順)

(総務省資料: https://www.soumu.go.jp/main_content/001048459.pdf)

(参考資料2) 衆議院小選挙区別選挙人名簿及び在外選挙人名簿登録者数(登録者数順)

(令和7年9月1日現在)

順位	選挙区名	登録者数	最小選挙区との較差
1	北海道第3区	462,546	2,088
2	福岡県第2区	461,147	2,082
3	北海道第2区	459,952	2,077
4	茨城県第6区	455,564	2,057
5	福岡県第5区	455,464	2,056
6	北海道第1区	455,279	2,056
7	宮城県第2区	453,667	2,048
8	神奈川県第15区	453,322	2,047
9	京都府第6区	452,652	2,044
10	福岡県第3区	451,103	2,037
11	神奈川県第3区	449,343	2,029
12	宮城県第1区	448,291	2,024
13	大阪府第1区	448,093	2,023
14	福岡県第1区	446,399	2,016
15	兵庫県第6区	443,935	2,004
16	兵庫県第7区	442,552	1,998
17	神奈川県第17区	441,819	1,995
18	大阪府第2区	441,748	1,995
19	愛知県第12区	441,336	1,993
20	千葉県第1区	441,218	1,992
21	神奈川県第2区	436,476	1,971
22	東京都第15区	434,874	1,963
23	東京都第26区	434,770	1,963
24	静岡県第5区	434,602	1,962
25	大阪府第5区	434,254	1,961
26	東京都第4区	431,925	1,950
27	愛知県第8区	431,748	1,949
28	東京都第22区	430,570	1,944
29	滋賀県第2区	428,993	1,937
30	北海道第5区	428,845	1,936
31	大阪府第18区	426,329	1,925
32	神奈川県第1区	424,793	1,918
33	愛知県第13区	422,982	1,910
34	東京都第30区	422,243	1,906
35	大阪府第8区	421,145	1,901
36	熊本県第1区	420,415	1,898
37	東京都第10区	419,976	1,896
38	福島県第2区	419,955	1,896
39	静岡県第6区	418,600	1,890
40	千葉県第5区	418,407	1,889
41	愛媛県第1区	418,400	1,889
42	山梨県第1区	418,192	1,888
43	愛知県第3区	418,057	1,888
44	東京都第20区	418,027	1,887
45	千葉県第13区	417,827	1,886
46	大阪府第4区	417,674	1,886
47	埼玉県第8区	417,568	1,885
48	神奈川県第18区	417,184	1,884
49	茨城県第1区	416,696	1,881
50	栃木県第1区	416,462	1,880
51	広島県第3区	415,403	1,876
52	千葉県第6区	415,377	1,875
53	長野県第1区	414,923	1,873
54	愛知県第1区	413,536	1,867
55	千葉県第14区	413,431	1,867
56	埼玉県第6区	413,155	1,865
57	埼玉県第15区	412,522	1,863
58	大阪府第14区	412,303	1,862
59	神奈川県第12区	412,246	1,861
60	東京都第25区	410,527	1,854

順位	選挙区名	登録者数	最小選挙区との較差
61	神奈川県第8区	408,873	1,846
62	岡山県第2区	408,766	1,846
63	千葉県第4区	408,742	1,845
64	三重県第3区	408,282	1,843
65	東京都第14区	407,936	1,842
66	東京都第21区	407,703	1,841
67	兵庫県第4区	407,262	1,839
68	広島県第1区	407,204	1,839
69	岐阜県第3区	405,814	1,832
70	愛知県第2区	404,572	1,827
71	東京都第7区	404,233	1,825
72	東京都第6区	403,059	1,820
73	神奈川県第14区	402,467	1,817
74	埼玉県第14区	401,401	1,812
75	東京都第18区	401,191	1,811
76	岡山県第4区	400,763	1,809
77	千葉県第9区	400,181	1,807
78	埼玉県第5区	399,486	1,804
79	北海道第4区	398,852	1,801
80	埼玉県第9区	398,261	1,798
81	福岡県第4区	398,074	1,797
82	三重県第2区	397,250	1,794
83	福岡県第10区	397,234	1,794
84	大阪府第13区	396,307	1,789
85	北海道第6区	395,302	1,785
86	兵庫県第11区	394,695	1,782
87	大阪府第11区	394,606	1,782
88	長崎県第2区	393,754	1,778
89	和歌山県第1区	393,307	1,776
90	滋賀県第3区	393,239	1,775
91	東京都第16区	392,776	1,773
92	東京都第13区	392,721	1,773
93	東京都第11区	392,484	1,772
94	福島県第4区	392,434	1,772
95	兵庫県第1区	391,912	1,769
96	長野県第3区	391,653	1,768
97	岡山県第3区	391,644	1,768
98	東京都第13区	391,591	1,768
99	埼玉県第4区	391,025	1,765
100	大阪府第7区	389,943	1,761
101	新潟県第2区	389,898	1,760
102	奈良県第1区	388,920	1,756
103	愛知県第16区	388,491	1,754
104	埼玉県第7区	388,446	1,754
105	埼玉県第2区	388,246	1,753
106	埼玉県第1区	387,753	1,751
107	京都府第1区	386,872	1,747
108	京都府第4区	386,705	1,746
109	大阪府第6区	386,047	1,743
110	神奈川県第16区	386,045	1,743
111	広島県第2区	385,976	1,743
112	茨城県第3区	385,766	1,742
113	広島県第4区	385,402	1,740
114	東京都第17区	385,203	1,739
115	東京都第27区	384,862	1,738
116	兵庫県第8区	383,987	1,734
117	大分県第1区	383,877	1,733
118	愛知県第11区	382,674	1,728
119	山口県第1区	381,547	1,723
120	埼玉県第3区	380,633	1,719

順位	選挙区名	登録者数	最小選挙区との較差
121	東京都第24区	380,361	1,717
122	東京都第12区	380,213	1,717
123	宮城県第4区	379,938	1,715
124	熊本県第4区	379,727	1,714
125	静岡県第1区	379,329	1,713
126	愛媛県第2区	378,247	1,708
127	東京都第5区	378,222	1,708
128	静岡県第8区	378,003	1,707
129	兵庫県第2区	377,939	1,706
130	大阪府第15区	377,612	1,705
131	神奈川県第6区	377,316	1,704
132	福島県第1区	376,502	1,700
133	愛知県第9区	376,463	1,700
134	奈良県第2区	375,023	1,693
135	長野県第2区	374,529	1,691
136	神奈川県第13区	374,032	1,689
137	広島県第6区	373,761	1,688
138	和歌山県第2区	373,488	1,686
139	大阪府第9区	373,028	1,684
140	埼玉県第16区	372,652	1,683
141	石川県第1区	371,757	1,678
142	青森県第2区	371,661	1,678
143	山口県第2区	371,592	1,678
144	千葉県第12区	371,144	1,676
145	神奈川県第19区	370,252	1,672
146	静岡県第2区	369,213	1,667
147	埼玉県第13区	369,108	1,667
148	静岡県第3区	368,639	1,664
149	福岡県第9区	368,137	1,662
150	福岡県第6区	367,500	1,659
151	兵庫県第5区	366,779	1,656
152	埼玉県第12区	366,773	1,656
153	愛知県第4区	366,478	1,655
154	新潟県第3区	366,303	1,654
155	東京都第3区	366,246	1,654
156	福井県第1区	363,492	1,641
157	神奈川県第5区	363,330	1,640
158	北海道第9区	361,963	1,634
159	東京都第23区	361,911	1,634
160	千葉県第8区	361,789	1,633
161	岩手県第3区	360,309	1,627
162	神奈川県第11区	360,287	1,627
163	兵庫県第9区	359,474	1,623
164	東京都第29区	358,101	1,617
165	大阪府第3区	357,873	1,616
166	新潟県第1区	357,548	1,614
167	愛知県第7区	354,699	1,601
168	愛知県第6区	353,805	1,597
169	栃木県第4区	352,039	1,589
170	鹿児島県第1区	351,769	1,588
171	富山県第3区	349,960	1,580
172	愛知県第10区	349,767	1,579
173	愛知県第5区	349,556	1,578
174	新潟県第4区	349,437	1,578
175	三重県第1区	348,669	1,574
176	京都府第3区	348,425	1,573
177	宮崎県第1区	348,048	1,571
178	徳島県第1区	347,085	1,567
179	神奈川県第20区	346,355	1,564
180	千葉県第11区	345,370	1,559

(令和7年9月1日現在)

順位	選挙区名	登録者数	最小選挙区との較差
181	岩手県第2区	342,912	1.548
182	兵庫県第10区	341,859	1.543
183	長崎県第3区	341,312	1.541
184	奈良県第3区	340,604	1.538
185	愛知県第15区	340,014	1.535
186	北海道第8区	339,230	1.532
187	栃木県第5区	338,944	1.530
188	山口県第3区	338,559	1.529
189	福岡県第8区	337,128	1.522
190	新潟県第5区	336,993	1.522
191	神奈川県第9区	336,776	1.521
192	群馬県第1区	336,483	1.519
193	東京都第19区	334,776	1.512
194	宮城県第5区	332,993	1.503
195	神奈川県第10区	332,878	1.503
196	大阪府第12区	332,750	1.502
197	千葉県第3区	332,534	1.501
198	埼玉県第11区	332,461	1.501
199	長崎県第1区	331,998	1.499
200	東京都第1区	331,113	1.495
201	岐阜県第1区	331,037	1.495
202	神奈川県第4区	329,894	1.489
203	佐賀県第1区	329,359	1.487
204	青森県第3区	327,919	1.481
205	東京都第2区	327,734	1.480
206	佐賀県第2区	326,944	1.476
207	大阪府第16区	325,246	1.468
208	埼玉県第10区	324,351	1.464
209	岡山県第1区	323,886	1.462
210	滋賀県第1区	323,828	1.462
211	群馬県第2区	323,710	1.462
212	青森県第1区	323,705	1.462
213	鹿児島県第2区	323,331	1.460
214	石川県第2区	321,328	1.451
215	大阪府第17区	321,259	1.450
216	茨城県第7区	320,150	1.445
217	福島県第3区	320,070	1.445
218	千葉県第2区	319,069	1.441
219	千葉県第10区	318,855	1.440
220	沖縄県第3区	318,081	1.436
221	大阪府第10区	317,639	1.434
222	岐阜県第4区	317,175	1.432
223	東京都第28区	315,926	1.426
224	群馬県第3区	314,548	1.420
225	熊本県第3区	311,177	1.405
226	鹿児島県第4区	310,727	1.403
227	静岡県第7区	309,684	1.398
228	東京都第9区	309,062	1.395
229	静岡県第4区	309,037	1.395
230	香川県第1区	308,647	1.394
231	熊本県第2区	308,053	1.391
232	群馬県第5区	307,616	1.389
233	鹿児島県第3区	306,114	1.382
234	兵庫県第3区	305,262	1.378
235	神奈川県第7区	301,876	1.363
236	秋田県第3区	299,529	1.352
237	沖縄県第4区	299,349	1.352
238	愛媛県第3区	298,778	1.349
239	高知県第1区	298,484	1.348
240	千葉県第7区	298,442	1.347

順位	選挙区名	登録者数	最小選挙区との較差
241	山形県第2区	297,350	1.343
242	大阪府第19区	296,835	1.340
243	沖縄県第2区	296,702	1.340
244	茨城県第2区	296,363	1.334
245	山形県第1区	294,877	1.331
246	広島県第5区	293,922	1.327
247	群馬県第4区	290,465	1.311
248	岐阜県第2区	289,874	1.309
249	大分県第3区	289,039	1.305
250	愛知県第14区	288,243	1.301
251	岩手県第1区	286,099	1.292
252	鳥取県第2区	285,876	1.291
253	三重県第4区	279,688	1.263
254	宮城県第3区	276,350	1.248
255	福岡県第7区	275,406	1.243
256	北海道第11区	273,408	1.234
257	兵庫県第12区	270,931	1.223
258	長野県第5区	270,927	1.223
259	山形県第3区	270,727	1.222
260	高知県第2区	270,397	1.221
261	北海道第12区	267,346	1.207
262	宮崎県第3区	263,286	1.189
263	富山県第1区	263,242	1.189
264	沖縄県第1区	263,131	1.188
265	北海道第10区	262,277	1.184
266	茨城県第4区	262,114	1.183
267	岐阜県第5区	261,467	1.181
268	宮崎県第2区	258,520	1.167
269	京都府第2区	256,640	1.159
270	福井県第2区	253,471	1.144
271	秋田県第1区	253,265	1.143
272	山梨県第2区	252,495	1.140
273	鳥取県第1区	250,109	1.129
274	大分県第2区	250,092	1.129
275	栃木県第2区	249,056	1.124
276	徳島県第2区	248,184	1.121
277	香川県第2区	247,418	1.117
278	福岡県第11区	245,942	1.110
279	秋田県第2区	239,942	1.083
280	富山県第2区	237,585	1.073
281	北海道第7区	237,537	1.072
282	長野県第4区	233,933	1.056
283	栃木県第3区	233,377	1.054
284	茨城県第5区	230,687	1.042
285	香川県第3区	229,824	1.038
286	石川県第3区	227,067	1.025
287	鳥取県第2区	226,063	1.021
288	京都府第5区	225,460	1.018
289	鳥取県第1区	221,483	1.000

最小選挙区（鳥取県 1 区）と各選挙区での有権者数の較差及び投票価値の較差

但し、総務省発表の「（参考資料 1）衆議院小選挙区別選挙人名簿及び在外選挙人名簿登録者数（選挙区順）（令和 7 年 9 月 1 日現在）」に基づく。（https://www.soumu.go.jp/main_content/001048459.pdf）

*鳥取県第 1 区を 1 とした場合

選挙区名	有権者数	投票価値 較差* (票)	有権者数 較差* (倍)		選挙区名	有権者数	投票価値 較差* (票)	有権者数 較差* (倍)
北海道第 1 区	455,279	0.486	2.056		茨城県第 1 区	416,696	0.532	1.881
北海道第 2 区	459,952	0.482	2.077		茨城県第 2 区	295,363	0.750	1.334
北海道第 3 区	462,546	0.479	2.088		茨城県第 3 区	385,766	0.574	1.742
北海道第 4 区	398,852	0.555	1.801		茨城県第 4 区	262,114	0.845	1.183
北海道第 5 区	428,845	0.516	1.936		茨城県第 5 区	230,687	0.960	1.042
北海道第 6 区	395,302	0.560	1.785		茨城県第 6 区	455,564	0.486	2.057
北海道第 7 区	237,537	0.932	1.072		茨城県第 7 区	320,150	0.692	1.445
北海道第 8 区	339,230	0.653	1.532		栃木県第 1 区	416,462	0.532	1.880
北海道第 9 区	361,963	0.612	1.634		栃木県第 2 区	249,056	0.889	1.124
北海道第 10 区	262,277	0.844	1.184		栃木県第 3 区	233,377	0.949	1.054
北海道第 11 区	273,408	0.810	1.234		栃木県第 4 区	352,039	0.629	1.589
北海道第 12 区	267,346	0.828	1.207		栃木県第 5 区	338,944	0.653	1.530
青森県第 1 区	323,705	0.684	1.462		群馬県第 1 区	336,483	0.658	1.519
青森県第 2 区	371,661	0.596	1.678		群馬県第 2 区	323,710	0.684	1.462
青森県第 3 区	327,919	0.675	1.481		群馬県第 3 区	314,548	0.704	1.420
岩手県第 1 区	286,099	0.774	1.292		群馬県第 4 区	290,465	0.763	1.311
岩手県第 2 区	342,912	0.646	1.548		群馬県第 5 区	307,616	0.720	1.389
岩手県第 3 区	360,309	0.615	1.627		埼玉県第 1 区	387,753	0.571	1.751
宮城県第 1 区	448,291	0.494	2.024		埼玉県第 2 区	388,246	0.570	1.753
宮城県第 2 区	453,667	0.488	2.048		埼玉県第 3 区	380,633	0.582	1.719
宮城県第 3 区	276,350	0.801	1.248		埼玉県第 4 区	391,025	0.566	1.765
宮城県第 4 区	379,938	0.583	1.715		埼玉県第 5 区	399,486	0.554	1.804
宮城県第 5 区	332,993	0.665	1.503		埼玉県第 6 区	413,155	0.536	1.865
秋田県第 1 区	253,265	0.875	1.143		埼玉県第 7 区	388,446	0.570	1.754
秋田県第 2 区	239,942	0.923	1.083		埼玉県第 8 区	417,568	0.530	1.885
秋田県第 3 区	299,529	0.739	1.352		埼玉県第 9 区	398,261	0.556	1.798
山形県第 1 区	294,877	0.751	1.331		埼玉県第 10 区	324,351	0.683	1.464
山形県第 2 区	297,350	0.745	1.343		埼玉県第 11 区	332,461	0.666	1.501
山形県第 3 区	270,727	0.818	1.222		埼玉県第 12 区	366,773	0.604	1.656
福島県第 1 区	376,502	0.588	1.700		埼玉県第 13 区	369,108	0.600	1.667
福島県第 2 区	419,955	0.527	1.896		埼玉県第 14 区	401,401	0.552	1.812
福島県第 3 区	320,070	0.692	1.445		埼玉県第 15 区	412,522	0.537	1.863
福島県第 4 区	392,434	0.564	1.772		埼玉県第 16 区	372,652	0.594	1.683
茨城県第 1 区	416,696	0.532	1.881		千葉県第 1 区	441,218	0.502	1.992
茨城県第 2 区	295,363	0.750	1.334		千葉県第 2 区	319,069	0.694	1.441
茨城県第 3 区	385,766	0.574	1.742		千葉県第 3 区	332,534	0.666	1.501
茨城県第 4 区	262,114	0.845	1.183		千葉県第 4 区	408,742	0.542	1.845
茨城県第 5 区	230,687	0.960	1.042		千葉県第 5 区	418,407	0.529	1.889
山形県第 2 区	297,350	0.745	1.343		千葉県第 6 区	415,377	0.533	1.875
山形県第 3 区	270,727	0.818	1.222		千葉県第 7 区	298,442	0.742	1.347
福島県第 1 区	376,502	0.588	1.700		千葉県第 8 区	361,789	0.612	1.633
福島県第 2 区	419,955	0.527	1.896		千葉県第 9 区	400,181	0.553	1.807
福島県第 3 区	320,070	0.692	1.445		千葉県第 10 区	318,855	0.695	1.440
福島県第 4 区	392,434	0.564	1.772		千葉県第 11 区	345,370	0.641	1.559

千葉県第12区	371,144	0.597	1.676		新潟県第1区	357,548	0.619	1.614
千葉県第13区	417,827	0.530	1.886		新潟県第2区	389,898	0.568	1.760
千葉県第14区	413,431	0.536	1.867		新潟県第3区	366,303	0.605	1.654
東京都第1区	331,113	0.669	1.495		新潟県第4区	349,437	0.634	1.578
東京都第2区	327,734	0.676	1.480		新潟県第5区	336,993	0.657	1.522
東京都第3区	366,246	0.605	1.654		富山県第1区	263,242	0.841	1.189
東京都第4区	431,925	0.513	1.950		富山県第2区	237,585	0.932	1.073
東京都第5区	378,222	0.586	1.708		富山県第3区	349,960	0.633	1.580
東京都第6区	403,059	0.550	1.820		石川県第1区	371,757	0.596	1.678
東京都第7区	404,233	0.548	1.825		石川県第2区	321,328	0.689	1.451
東京都第8区	392,721	0.564	1.773		石川県第3区	227,067	0.975	1.025
東京都第9区	309,062	0.717	1.395		福井県第1区	363,492	0.609	1.641
東京都第10区	419,976	0.527	1.896		福井県第2区	253,471	0.874	1.144
東京都第11区	392,484	0.564	1.772		山梨県第1区	418,192	0.530	1.888
東京都第12区	380,213	0.583	1.717		山梨県第2区	252,495	0.877	1.140
東京都第13区	391,591	0.566	1.768		長野県第1区	414,923	0.534	1.873
東京都第14区	407,936	0.543	1.842		長野県第2区	374,529	0.591	1.691
東京都第15区	434,874	0.509	1.963		長野県第3区	391,653	0.566	1.768
東京都第16区	392,776	0.564	1.773		長野県第4区	233,933	0.947	1.056
東京都第17区	385,203	0.575	1.739		長野県第5区	270,927	0.818	1.223
東京都第18区	401,191	0.552	1.811		岐阜県第1区	331,037	0.669	1.495
東京都第19区	334,776	0.662	1.512		岐阜県第2区	289,874	0.764	1.309
東京都第20区	418,027	0.530	1.887		岐阜県第3区	405,814	0.546	1.832
東京都第21区	407,703	0.543	1.841		岐阜県第4区	317,175	0.698	1.432
東京都第22区	430,570	0.514	1.944		岐阜県第5区	261,467	0.847	1.181
東京都第23区	361,911	0.612	1.634		静岡県第1区	379,329	0.584	1.713
東京都第24区	380,361	0.582	1.717		静岡県第2区	369,213	0.600	1.667
東京都第25区	410,527	0.540	1.854		静岡県第3区	368,639	0.601	1.664
東京都第26区	434,770	0.509	1.963		静岡県第4区	309,037	0.717	1.395
東京都第27区	384,862	0.575	1.738		静岡県第5区	434,602	0.510	1.962
東京都第28区	315,926	0.701	1.426		静岡県第6区	418,600	0.529	1.890
東京都第29区	358,101	0.618	1.617		静岡県第7区	309,684	0.715	1.398
東京都第30区	422,243	0.525	1.906		静岡県第8区	378,003	0.586	1.707
神奈川県第1区	424,793	0.521	1.918		愛知県第1区	413,536	0.536	1.867
神奈川県第2区	436,476	0.507	1.971		愛知県第2区	404,572	0.547	1.827
神奈川県第3区	449,343	0.493	2.029		愛知県第3区	418,057	0.530	1.888
神奈川県第4区	329,894	0.671	1.489		愛知県第4区	366,478	0.604	1.655
神奈川県第5区	363,330	0.610	1.640		愛知県第5区	349,556	0.634	1.578
神奈川県第6区	377,316	0.587	1.704		愛知県第6区	353,805	0.626	1.597
神奈川県第7区	301,876	0.734	1.363		愛知県第7区	354,699	0.624	1.601
神奈川県第8区	408,873	0.542	1.846		愛知県第8区	431,748	0.513	1.949
神奈川県第9区	336,776	0.658	1.521		愛知県第9区	376,463	0.588	1.700
神奈川県第10区	332,878	0.665	1.503		愛知県第10区	349,767	0.633	1.579
神奈川県第11区	360,287	0.615	1.627		愛知県第11区	382,674	0.579	1.728
神奈川県第12区	412,246	0.537	1.861		愛知県第12区	441,336	0.502	1.993
神奈川県第13区	374,032	0.592	1.689		愛知県第13区	422,982	0.524	1.910
神奈川県第14区	402,467	0.550	1.817		愛知県第14区	288,243	0.768	1.301
神奈川県第15区	453,322	0.489	2.047		愛知県第15区	340,014	0.651	1.535
神奈川県第16区	386,045	0.574	1.743		愛知県第16区	388,491	0.570	1.754
神奈川県第17区	441,819	0.501	1.995		三重県第1区	348,669	0.635	1.574
神奈川県第18区	417,184	0.531	1.884		三重県第2区	397,250	0.558	1.794
神奈川県第19区	370,252	0.598	1.672		三重県第3区	408,282	0.542	1.843
神奈川県第20区	346,355	0.639	1.564		三重県第4区	279,688	0.792	1.263

滋賀県第1区	323,828	0.684	1.462		広島県第1区	407,204	0.544	1.839
滋賀県第2区	428,993	0.516	1.937		広島県第2区	385,976	0.574	1.743
滋賀県第3区	393,239	0.563	1.775		広島県第3区	415,403	0.533	1.876
京都府第1区	386,872	0.572	1.747		広島県第4区	385,402	0.575	1.740
京都府第2区	256,640	0.863	1.159		広島県第5区	293,922	0.754	1.327
京都府第3区	348,425	0.636	1.573		広島県第6区	373,761	0.593	1.688
京都府第4区	386,705	0.573	1.746		山口県第1区	381,547	0.580	1.723
京都府第5区	225,460	0.982	1.018		山口県第2区	371,592	0.596	1.678
京都府第6区	452,652	0.489	2.044		山口県第3区	338,559	0.654	1.529
大阪府第1区	448,093	0.494	2.023		徳島県第1区	347,085	0.638	1.567
大阪府第2区	441,748	0.501	1.995		徳島県第2区	248,184	0.892	1.121
大阪府第3区	357,873	0.619	1.616		香川県第1区	308,647	0.718	1.394
大阪府第4区	417,674	0.530	1.886		香川県第2区	247,418	0.895	1.117
大阪府第5区	434,254	0.510	1.961		香川県第3区	229,824	0.964	1.038
大阪府第6区	386,047	0.574	1.743		愛媛県第1区	418,400	0.529	1.889
大阪府第7区	389,943	0.568	1.761		愛媛県第2区	378,247	0.586	1.708
大阪府第8区	421,145	0.526	1.901		愛媛県第3区	298,778	0.741	1.349
大阪府第9区	373,028	0.594	1.684		高知県第1区	298,484	0.742	1.348
大阪府第10区	317,639	0.697	1.434		高知県第2区	270,397	0.819	1.221
大阪府第11区	394,606	0.561	1.782		福岡県第1区	446,399	0.496	2.016
大阪府第12区	332,750	0.666	1.502		福岡県第2区	461,147	0.480	2.082
大阪府第13区	396,307	0.559	1.789		福岡県第3区	451,103	0.491	2.037
大阪府第14区	412,303	0.537	1.862		福岡県第4区	398,074	0.556	1.797
大阪府第15区	377,612	0.587	1.705		福岡県第5区	455,464	0.486	2.056
大阪府第16区	325,246	0.681	1.468		福岡県第6区	367,500	0.603	1.659
大阪府第17区	321,259	0.689	1.450		福岡県第7区	275,406	0.804	1.243
大阪府第18区	426,329	0.520	1.925		福岡県第8区	337,128	0.657	1.522
大阪府第19区	296,835	0.746	1.340		福岡県第9区	368,137	0.602	1.662
兵庫県第1区	391,912	0.565	1.769		福岡県第10区	397,234	0.558	1.794
兵庫県第2区	377,939	0.586	1.706		福岡県第11区	245,942	0.901	1.110
兵庫県第3区	305,262	0.726	1.378		佐賀県第1区	329,359	0.672	1.487
兵庫県第4区	407,262	0.544	1.839		佐賀県第2区	326,944	0.677	1.476
兵庫県第5区	366,779	0.604	1.656		長崎県第1区	331,998	0.667	1.499
兵庫県第6区	443,935	0.499	2.004		長崎県第2区	393,754	0.562	1.778
兵庫県第7区	442,552	0.500	1.998		長崎県第3区	341,312	0.649	1.541
兵庫県第8区	383,987	0.577	1.734		熊本県第1区	420,415	0.527	1.898
兵庫県第9区	359,474	0.616	1.623		熊本県第2区	308,053	0.719	1.391
兵庫県第10区	341,859	0.648	1.543		熊本県第3区	311,177	0.712	1.405
兵庫県第11区	394,695	0.561	1.782		熊本県第4区	379,727	0.583	1.714
兵庫県第12区	270,931	0.817	1.223		大分県第1区	383,877	0.577	1.733
奈良県第1区	388,920	0.569	1.756		大分県第2区	250,092	0.886	1.129
奈良県第2区	375,023	0.591	1.693		大分県第3区	289,039	0.766	1.305
奈良県第3区	340,604	0.650	1.538		宮崎県第1区	348,048	0.636	1.571
和歌山県第1区	393,307	0.563	1.776		宮崎県第2区	258,520	0.857	1.167
和歌山県第2区	373,488	0.593	1.686		宮崎県第3区	263,286	0.841	1.189
鳥取県第1区	221,483	1.000	1.000		鹿児島県第1区	351,769	0.630	1.588
鳥取県第2区	226,063	0.980	1.021		鹿児島県第2区	323,331	0.685	1.460
島根県第1区	250,109	0.886	1.129		鹿児島県第3区	306,114	0.724	1.382
島根県第2区	285,876	0.775	1.291		鹿児島県第4区	310,727	0.713	1.403
岡山県第1区	323,886	0.684	1.462		沖縄県第1区	263,131	0.842	1.188
岡山県第2区	408,766	0.542	1.846		沖縄県第2区	296,702	0.746	1.340
岡山県第3区	391,644	0.566	1.768		沖縄県第3区	318,081	0.696	1.436
岡山県第4区	400,763	0.553	1.809		沖縄県第4区	299,349	0.740	1.352

当事者目録

1. 東京都選挙管理委員会管轄

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 N39 階

被 告 東京都選挙管理委員会

代表者委員長 澤 野 正 明

2. 茨城県選挙管理委員会管轄

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6 号

被 告 茨城県選挙管理委員会
代表者委員長 星 野 学

(以下余白)

3. 栃木県選挙管理委員会管轄

〒320-8501 宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号

被 告 栃木県選挙管理委員会
代表者委員長 金 田 尊 男

(以下余白)

4. 群馬県選挙管理委員会管轄

〒371-8570 前橋市大手町1丁目1番1号

被 告 群馬県選挙管理委員会
代表者委員長 片 野 清 明

(以下余白)

5. 埼玉県選挙管理委員会管轄

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

被 告 埼玉県選挙管理委員会
代表者委員長 長 峰 宏 芳

(以下余白)

6. 千葉県選挙管理委員会管轄

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

被 告 千葉県選挙管理委員会
代表者委員長 菊 池 秀 樹

(以下余白)

7. 神奈川県選挙管理委員会管轄

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

被

告 神奈川県選挙管理委員会

代表者委員長 保 坂 努

(以下余白)

8. 新潟県選挙管理委員会管轄

〒950-8570 新潟市新光町4番1号

被 告 新潟県選挙管理委員会
代表者委員長 天 井 貞

(以下余白)

9. 山梨県選挙管理委員会管轄

〒400-8501 甲府市丸の内1丁目6番1号

被 告 山梨県選挙管理委員会
代表者委員長 小 宮 山 博

(以下余白)

10. 長野県選挙管理委員会管轄

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692 番 2 号

被 告 長野県選挙管理委員会
代表者委員長 北 島 靖 生

(以下余白)

11. 静岡県選挙管理委員会管轄

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

被 告 静岡県選挙管理委員会
代表者委員長 山 本 正 幸

代理人目録

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1 六本木ヒルズ森タワー23階

TMI 総合法律事務所 (送達場所)

電話 : 03-6438-5335 FAX : 03-6438-5522

(東京都第1区乃至第30区、茨城県第1区乃至第7区、栃木県第1区乃至第5区、群馬第1区乃至第5区、埼玉県第1区乃至第16区、千葉県第1区乃至第14区、神奈川県第1区乃至第20区、新潟県第1区乃至第5区、山梨県第1区乃至第2区、長野県第1区乃至第5区及び静岡県第1区乃至第8区) 原告

訴訟代理人弁護士 升 永 英 俊
同 弁護士 江 口 雄 一 郎

〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-5-1 日比谷マリンビル5階

日比谷パーク法律事務所

電話 : 03-5532-8080 FAX : 03-5532-8800

(東京都第1区乃至第30区、茨城県第1区乃至第7区、栃木県第1区乃至第5区、群馬第1区乃至第5区、埼玉県第1区乃至第16区、千葉県第1区乃至第14区、神奈川県第1区乃至第20区、新潟県第1区乃至第5区、山梨県第1区乃至第2区、長野県第1区乃至第5区及び静岡県第1区乃至第8区) 原告

訴訟代理人弁護士 久 保 利 英 明

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 17-6 渋谷協栄ビル7階

伊藤・呉法律事務所

電話 : 03-5489-1230 FAX : 03-5489-1231

(東京都第1区乃至第30区、茨城県第1区乃至第7区、栃木県第1区乃至第5区、群馬第1区乃至第5区、埼玉県第1区乃至第16区、千葉県第1区乃至第14区、神奈川県第1区乃至第20区、新潟県第1区乃至第5区、山梨県第1区乃至第2区、長野県第1区乃至第5区及び静岡県第1区乃至第8区) 原告

訴訟代理人弁護士 伊 藤 真

〒107-0062 東京都港区南青山 2-4-9 KLO 南青山ビル

弁護士法人黒田法律事務所

電話：03-5775-5301 FAX：03-5775-5302

(東京都第1区乃至第30区、茨城県第1区乃至第7区、栃木県第1区乃至第5区、群馬第1区乃至第5区、埼玉県第1区乃至第16区、千葉県第1区乃至第14区、神奈川県第1区乃至第20区、新潟県第1区乃至第5区、山梨県第1区乃至第2区、長野県第1区乃至第5区及び静岡県第1区乃至第8区) 原告

訴訟代理人弁護士 黒 田 健 二

(東京都第1区原告)

同 弁護士 森 川 幸

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-4-2 新日石ビル 10 階

田辺総合法律事務所

電話：03-3214-3811 FAX：03-3214-3810

(東京都第1区原告)

訴訟代理人弁護士 田 辺 克 彦

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-11-15 赤坂森山ビル

ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所

電話：03-3505-3581 FAX：03-3505-3582

(東京都第1区原告)

訴訟代理人弁護士 石 渡 進 介

〒100-6013 東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビルディング

狛・小野グローバル法律事務所

(東京都第1区原告)

訴訟代理人弁護士 山 中 眞 人

電話：03-6550-8300 FAX：03-6550-8310

〒102-0083 東京都千代田区麴町3丁目2番4号

麴町HFビル8階

法律事務所フロンティア・ロー

(東京都第1区原告)

訴訟代理人弁護士 平井 孝典

電話：03-6256-9400 FAX：03-6256-9401

〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目11番11号

平河町TECビル8F

多田法律事務所

(東京都第1区原告)

訴訟代理人弁護士 多田 幸生

電話：03-6272-4448 FAX：03-6800-3468

以上